

# 東京電力福島第一原子力発電所事故後の福島県酪農業協同組合の活動

誌名	畜産の研究 = Animal-husbandry
ISSN	00093874
著者名	鈴木,真一
発行元	養賢堂
巻/号	66巻1号
掲載ページ	p. 29-37
発行年月	2012年1月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



# 東京電力福島第一原子力発電所事故後の 福島県酪農業協同組合の活動

鈴木真一\*

平成23年3月11日午後2時46分、東日本太平洋沖地震が発生し、地震・津波の被害は東日本の太平洋側のみならず内陸部まで及び、酪農家の被災、道路状況や燃料不足、製造工場や集乳施設の被災等により正常な生乳・牛乳生産が行えない状況が長期に及んだ。

更に福島県においては、東京電力福島第一原子力発電所が停止し水素爆発等の事故(以降原発事故と記述)により、原発を中心とした半径20km圏内の警戒区域や20km圏外の計画的避難区域で酪農を営んでいた酪農家は、時期は異なるものの避難を強いられ休業となり飼育牛を手放せざるをえない状況となった。また、他の地域においても原発事故の影響で生乳の廃棄や自給飼料の利用制限、牛の移動制限など多大な被害を現在も受けている。

国や県は原発事故の事象に対し指示はするものの、その後の対応について迅速で的確な指導方針が伴わず、対象となった酪農家は窮地に立たされ、組織である組合に対応を求め、福島県酪農業協同組合(以降県酪農協と記述)として県等と協議しながら対応してきており、これまでの対応や活動を報告する。

## 1. 原発事故後の福島県内酪農状況の変化

表1は震災前の福島県内酪農3団体の酪農状況である。516戸以上の酪農家が16,089頭の乳牛を飼養して1日当たり254tの生乳を出荷していた。

しかし、原発事故により表2に示すとおり26戸が「警戒区域」に指定され、更に32戸が「計画的避難区域」に指定され、58戸が「休業」との形式で営農地を離れるとともに、1,915頭の乳牛を売却等の処理を行い、日量32,473kgの出荷乳量を失った。

原発の事故状況に変化があれば更なる避難を指示する「緊急時避難準備区域」を国は指定し、13戸がいつ営農を放棄するかもしれない地域で酪農を継続している。

また、表中には示していないが、「ホットスポット」と呼ばれる特に放射線量が多い地点が指定され、この地点に該当する酪農家が1戸廃業している。

このような状況により、県内全体として生乳出荷戸数は457戸、1割強の生乳出荷戸数減少となり、特に「警戒区域」や「計画的避難区域」に組合員が

多かった県酪農協は、49戸の生乳出荷戸数が減少し震災前の約85%、244戸の生乳出荷戸数となってしまった。

震災による集乳困難や放射性物質検出による原乳廃棄の影響から、早期乾乳や配合飼料減量給与、搾乳回数削減などの為、原乳のモニタリング検査による放射性物質の検出が暫定規制値以下となり生乳の出荷が再開されても、生産乳量は表3に示すとおり大幅な減産となっていて、7月になっても

表1. 震災前福島県の酪農状況(県内3団体)

団体名	出荷戸数	受託日量(t)	飼養頭数(頭)			
			経産	初妊	育成	総頭数
県酪農協	293	159	7,035	794	2,122	9,951
全農	172	77	3,687	451	995	5,133
小野町地区	51	18	774	63	168	1,005
合計	516	254	11,496	1,308	3,285	16,089

表2. 原発事故による国指定地域の酪農状況(警戒区域)

団体名	出荷戸数	受託日量(kg)	飼養頭数(頭)			
			経産	初妊	育成	総頭数
県酪農協	22	10,939	533	98	133	764
全農	4	2,600	111	34	16	161
小野町地区	0					0
合計	26	13,539	644	132	149	925

表2. 原発事故による国指定地域の酪農状況 (計画的避難区域)

団体名	出荷戸数	受託日量 (kg)	飼養頭数 (頭)				
			経産	初妊	育成	総頭数	
山木屋地区	6	3,254	144	16	71	231	
県酪農協	飯館地区	11	4,236	193	16	47	256
	津島地区	9	8,071	199	26	64	289
計	26	15,561	536	58	182	776	
全農	6	3,373	144	36	34	214	
小野町地区	0					0	
合計	32	18,934	680	94	216	990	

(緊急時避難準備区域)

団体名	出荷戸数	受託日量 (kg)	飼養頭数 (頭)			
			経産	初妊	育成	総頭数
県酪農協	8	3,682	170	30	56	256
全農	5	2,527	121	10	9	140
小野町地区	0					0
合計	13	6,209	291	40	65	396

表3. 原発事故後の生乳出荷状況 (kg)

団体名	4月実績	5月実績	6月実績	7月実績	
県酪農協	県北支所	250,539	770,793	760,665	759,535
	県中支所	424,842	974,969	933,697	919,876
	県南支所	738,527	1,799,177	1,760,601	1,786,274
	浜支所	22,381	69,145	88,573	114,974
	計	1,436,289	3,614,084	3,543,536	3,580,659
	飯館	0	0	0	0
	組合計	1,436,289	3,614,084	3,543,536	3,680,659
(前年比)	27.9%	67.9%	70.6%	72.4%	
全農	817,769	1,938,296	1,876,963	1,913,091	
小野町地区	200,689	489,708	465,548	463,021	
合計	2,454,747	6,042,088	5,886,047	5,956,771	
(前年比)	30.2%	72.0%	74.3%	75.7%	

前年比 25%の減産で、特に浜支所において「警戒区域」「計画的避難区域」に中規模酪農家が多い為、県酪農協の生産出荷乳量は 30%近い減産となっている。

## 2. 県酪農協の活動

震災当初は、県酪農協も子会社である酪王乳業も被災し、生乳の集乳や牛乳の製造は行えず機能が停止した状況のうえ、原発の状況から次々避難指示が拡大し、組合員・職員の安否確認も出来ない状況であった。その後の県酪農協の主な活動(対応、対策)は、原発関連事項と並記して表4に示した。

震災被害は、福島県内でも地域差があり、県南地方においてはライフラインの回復も早く、いち早く通常の飼養管理となっていた酪農家も多数あったが、集乳困難な状況から自家廃棄とした。

3月14日には、組合員・職員全員の安否が確認された。燃料不足や石巻飼料工場地帯の津波被害等から流通に支障を来すと考えて飼料関係をいち早く手配するとともに、配合飼料の銘柄統合化と粗飼料を含む供給制限を行った。また、県内で稼働していた乳業工場は、会津地区のみであった為、県内酪農3団体においてプール集乳を実施し走行効率を基本とした集乳体制とした。

### 2-1. 「原乳出荷停止」処置への対応

3月18日、操業準備の整った酪王乳業へ51tの生乳が搬送され、翌19日には更に52tの生乳が搬送されるとともに牛乳製品が製造された。製造再開の喜びもつかの間、国の緊急時モニタリング検査において県産原乳より暫定基準値を超えた放射性物質が検出された為、県内全域で集乳を停止した。

表 4. 原発事故による活動経過(その1)

月 日	曜日	事 項	
		原発関連	組合対応
3月11日	金	東日本太平洋沖地震発生(14:46) 3km圏に避難指示 福島第1原発緊急事態宣言(19:03) 3~10km圏に屋内待避指示(21:23)	会津地域以外の乳業工場操業停止
3月12日	土	10km圏に避難指示(5:44) 1号機原子炉建屋水素爆発(15:36) 20km圏に避難指示(18:25)	東北生乳販連機能停止
3月13日	日	3号機排気弁解放(9:20)	
3月14日	月	3号機原子炉建屋水素爆発(11:01)	組合員・職員の安否を確認 飼料関係手配 県内酪農3団体プール集乳を確認
3月15日	火	2号機爆発(6:10) 4号機原子炉建屋水素爆発(6:14) 20~30km圏に屋内待避指示(11:00)	石筵地区から会津中央(乳)へ出荷 組合業務体制を指示
3月16日	水	福島市水道から放射性物質検出(15:45)	
3月17日	木	3号機に自衛隊放水開始(9:48) 緊急時モニタリング検査実施(国)	酪王乳業操業開始準備完了
3月18日	金	福島第1原発INES「レベル5」と発表(17:50)	県産生乳の県外転送は全農管理となる 酪王乳業51t生乳受入
3月19日	土	県産原乳暫定基準値超の放射性物質検出(16:10) 川俣町の生乳出荷制限指示(県) 第1回モニタリング検査実施	酪王乳業製品製造 酪王乳業52t生乳受入 第1回緊急理事会開催 県内集乳停止
3月20日	日	県全域の生乳出荷・自家消費自粛要請(県)	
3月21日	月	福島県産原乳の出荷制限指示(国)(18:00)	
3月22日	火	県内5市町村の水道水で放射性ヨウ素検出(18:10) 第2回モニタリング検査実施	第2回緊急理事会開催 組合員通知・巡回実施
3月23日	水	東京都水道水で幼児の摂取制限超の放射性ヨウ素検出(14:00) 茨城県産原乳の出荷制限指示(国)	生乳の産業廃棄物処理場持込許可 酪王乳業に岩手県産原乳31t受入開始
3月24日	木	3号機で作業員3人被曝を確認	組合員巡回集約
3月25日	金	20~30km圏「自主避難を促す」発言(国)	生乳の一般産業廃棄物処理許可 現在廃棄乳量調査実施 農作物への対応を通知 診療業務について通知
3月28日	月	原発敷地内で21・22日にプルトニウム検出(23:45)	リース貸付料等の徴収繰延決定 県産廃物協と協議し業者選定
3月29日	火	第3回モニタリング検査実施	廃棄乳の産廃処理試算26,300万円 生乳に関する東電への賠償請求窓口となる
3月30日	水		浜支所管内退避エリアへの対応通知
3月31日	木	「原乳出荷停止」の解除に関する記者会見	東北生乳販連より3月分乳代精算方法等説明

表4. 原発事故による活動経過(その2)

月 日	曜日	事 項	
		原発関連	組合対応
4月2日	土	2号機取水口ピットに亀裂, 汚染水の海への流失確認 (9:00)	浜支所津島支部, 飯舘支部座談会実施
4月3日	日	出荷停止解除に向けたモニタリング検査方法等について打診 (県)	
4月4日	月	サンプリング方法の通知 (国) 放射性物質を含む廃液約1tを海に放出	出荷停止解除に向けたモニタリング検査方法等について県と協議
4月5日	火		第3回緊急理事会開催 出荷制限解除打合 (県・県内酪農3団体) 実施
4月6日	水	1号機に窒素ガス注入	
4月7日	木	震度6強の余震 (震源:宮城県沖) (23:32)	出荷停止解除の為の第1回モニタリング検査実施 浜支所いわき支部座談会開催 東電賠償請求窓口を中央会に一本化し, 酪農は県酪農協が取りまとめる
4月8日	金	会津地域の「原乳出荷停止」の解除発表 (県)	20~30km圏の初妊・育成牛, 県南地区の避難施設へ移動開始 浜支所北相・原町合同支部座談会開催
4月9日	土		生乳出荷連絡会議開催
4月11日	月	「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」の設定発表 (国) (16:00) 震度6弱の余震 (震源:福島県浜通り) (17:16)	会津地域集乳開始
4月12日	火	福島第1原発INES「レベル7」に引上発表 (11:20) 震度6弱の余震 (震源:福島県浜通り) (14:07)	出荷停止解除の為の第2回モニタリング検査実施 県北支所座談会開催
4月13日	水		県南支所・県中支所座談会開催
4月14日	木	自給粗飼料の収穫・利用・放牧自粛要請 (県)	4月セリ市場開催 生乳出荷連絡会議開催
4月16日	土	中通り・いわき地域の「原乳出荷停止」の解除発表 (県)	
4月17日	日	東電が福島第一原発の事故収束に向けた道筋を発表 (15:30)	
4月18日	月	第1回東電福島原発事故に係る連絡会議 (農水省) (13:30)	中通り・いわき地域集乳開始 出荷停止解除の為の第3回モニタリング検査実施 第4回緊急理事会開催
4月19日	火	2号機高濃度汚染水を集中廃棄物処理施設への移送開始 (10:08)	出荷停止解除の為の第3回モニタリング検査実施 原乳出荷制限解除に係る連絡会議開催
4月20日	水	福島県沖のクワナゴ出荷停止 (11:00)	JA中央会と賠償請求に関する打合せ実施 福島第一原発事故に関する畜産対策会議開催
4月21日	木	相馬市・新地町「原乳出荷停止」の解除発表 (県)	原発事故に伴う対策会議開催
4月22日	金	20km圏内が「警戒区域」に (0:00) 「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」の避難計画を発表 (国) (9:44)	
4月23日	土		相馬市・新地町の集乳開始
4月25日	月		出荷停止解除の為の第4回モニタリング検査実施 家畜移動に関する打合せ実施 家畜の評価に関する打合せ (県畜産課) 開催

表4. 原発事故による活動経過(その3)

月 日	曜日	事 項	
		原発関連	組合対応
4月26日	火	東電が避難住民に対する賠償金の仮払い開始 積算線量図を初公表	出荷停止解除の為の第4回モニタリング検査実施 「がんばれ ふくしま! 福島県産牛乳」イベント開催
4月27日	水		酪王乳業, 県産牛乳発売再開
4月28日	木	原子力紛争審査会の第1次指針が発表	「がんばれ ふくしま! 福島県産牛乳」 配布イベント開催 第1回理事会開催
4月30日	土		計画的避難区域等からの家畜の移動等に係る 説明会開催
5月1日	日	川俣町(山木屋を除く)・南相馬市(指示区域を除く) の「原乳出荷停止」解除発表(県)	
5月2日	月	牧草の放射性物質モニタリング結果発表(県) 第2回東電福島原発事故に係る連絡会議 (農水省)(13:30)	
5月3日	火		川俣町(山木屋を除く)・南相馬市(指示区域を除く) の集乳開始
5月6日	金		「福島の酪農負けねえぞ」決起集会
5月9日	月		「計画的避難区域」からの 乳用牛移動協議(県畜産課)実施
5月10日	火		「計画的避難区域」(山木屋)初妊・育成牛, 県南 地区の避難施設への移動開始 「計画的避難区域」からの乳用牛移動現地説明会開催
5月11日	水		「計画的避難区域」(飯館・山木屋)からの乳用牛 移動の為の第1回モニタリング検査実施 「原発事故損害賠償対策酪農団体協議会」 設立準備会議開催
5月12日	木	1号機でメルトダウン判明「警戒区域」内家畜の 取扱指示(国)	原発事故家畜畜産物損害賠償福島県推進会議開催
5月13日	金	牧草のモニタリング検査(県内44地点)結果発表(県) 牧草利用・放牧の自粛要請(県)	
5月16日	月	「緊急時避難準備区域」南相馬市説明会	3月分乳代金農畜産物損害賠償請求報告書 協議会提出
5月17日	火	「緊急時避難準備区域」田村市・川内村説明会 原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会総会	「計画的避難区域」(飯館・山木屋)からの乳用牛 移動の為の第2回モニタリング検査実施
5月18日	水	第3回東電福島原発事故に係る連絡会議(農水省)	本所管理職・支所長会議開催
5月19日	木	原発事故損害賠償請求(畜産・酪農)説明会	「計画的避難区域」(津島)から乳用牛を 南が丘牧場へ移動
5月23日	月		原発事故損害賠償対策準備室設置 「計画的避難区域」(飯館・山木屋)からの乳用牛移動 の為の第3回モニタリング検査実施
5月24日	火	2・3号機もメルトダウンと発表	原発事故損害賠償対策酪農団体協議会設立準備会
5月25日	水	「計画的避難区域」(飯館・山木屋)の経産牛 移動制限解除(県)	
5月27日	金		原発事故損害賠償対策酪農団体協議会設立
5月30日	月		「計画的避難区域」(津島)からの乳用牛移動の 為の第1回モニタリング検査実施
5月31日	火	原子力損害の範囲の判定等に関する 第二次指針提示(国)	

表 4. 原発事故による活動経過(その4)

月 日	曜日	事 項	
		原発関連	組合対応
6月1日	水	第4回東電福島原発事故に係る連絡会議(農水省)	「計画的避難区域」(飯館)の経産牛、県中・県南地域へ売却
6月3日	金		原発事故に関する税務勉強会
6月4日	土		「計画的避難区域」(山木屋)の経産牛、県中・県南地域へ売却
6月6日	月		「計画的避難区域」(津島)からの乳用牛移動の為の第2回モニタリング検査実施
6月8日	水	「緊急時避難準備区域」南相馬市・川内村の「原乳出荷停止」解除(県)	
6月10日	金		「緊急時避難準備区域」南相馬市・川内村の集乳開始
6月13日	月		「計画的避難区域」(津島)からの乳用牛移動の為の第3回モニタリング検査実施
6月14日	火	福島全県「原乳出荷停止」解除(20km圏内、避難地域を除く)	4月分乳代金農畜産物損害賠償請求報告書協議会提出 飯館・山木屋・津島・川内賠償請求説明会開催
6月15日	水	「計画的避難区域」(津島)の経産牛移動制限解除(県)	県南支所賠償請求説明会開催
6月17日	金		南相馬市賠償請求説明会開催
6月20日	月	南相馬市「安楽死」説明会	県北支所・県中支所賠償請求説明会開催
6月27日	月		「計画的避難区域」(津島)の経産牛移動 3月分乳代金50%仮払い入金(13,970万円)
6月28日	火		三瓶・近野牧場、二本松市で協同で牧場再開
6月29日	水		臨時セリ開催(県家畜市場):「警戒区域」 「緊急時避難準備区域」育成牛売却
7月8日	金	春藁給与による牛肉からの暫定規制値超放射性セシウム検出	避難施設の初妊牛を県中・県南地域に売却
7月19日	火	福島県の牛肉出荷制限(国)	
7月14日	木		生乳廃棄費用協議会提出
7月27日	水		4月分乳代金50%仮払い入金(62,314万円)
8月5日	金	原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針提示(国)	
8月23日	火		二番草給与自粛決定
8月25日	木	肉牛の出荷制限解除(県)	
8月29日	月		生乳廃棄費用等50%仮払い入金(51,785万円)
8月30日	火	乳肉牛経営緊急支援事業(県畜振協)	
8月31日	水	乳肉牛出荷制限解除(条件提示)(県)	

3月20日には、県全域の生乳出荷・自家消費の自粛要請が福島県よりあり、生産者が自己の土地に搾乳した生乳を廃棄し、翌21日には、福島県産原乳の出荷制限指示が国より出された。

県酪農協として、震災以降から行われた生乳廃棄に続き、放射性物質検出による生乳廃棄が続くことは、環境汚染等に繋がると考えて産業廃棄物としての処理を検討し、県や国に要請して処理場への搬入許可や一般産業廃棄物処理の許可をとり、集乳後

産廃処理場へ搬入して処理して、生乳廃棄による環境汚染を出来るだけ軽減する方策を確定した。しかし、その集乳や処理に要する1ヶ月当たりの試算費用2億6,300万円の負担先が決定せず実現には至らなかった。

長期間にわたる生乳廃棄が行われ、河川や地下水の汚染、土地の腐敗や臭気公害等が心配されたが、酪農家の努力により環境汚染が出現することはなかった。

3月23日には、茨城県の前乳からも暫定基準値を超えた放射性物質が検出され出荷制限指示が国より出された。操業が可能であった酪王乳業は、出荷制限の県産原乳を原料乳として使用出来ない為に岩手県産の生乳を受け入れて製品の製造を開始した。組合員の出資で設立され、自らが生産した生乳を製品化してきた歴史が途切れ、多くの組合員が悔しい思いをした。

「原乳出荷停止」解除に向けたモニタリング検査方法が県と協議され、4月7日、第1回目のモニタリング検査が行われた。約1週間隔で3回暫定基準値を超えた放射性物質が検出されなければ、「原乳出荷停止」解除となる基準のもと、国の緊急時モニタリング検査において、暫定基準値を超えた放射性物質が検出されていなかった会津地方の原乳が「原乳出荷停止」解除となり、4月11日より集乳が開始された。その後、中通り・いわき地区は4月16日、相馬市・新地町地区は4月21日、山木屋地区を除く川俣町・指示区域を除く南相馬市地区は5月1日、「緊急時避難区域」の南相馬市と川内村は6月8日に解除となり、20km圏内や避難地域を除く全県において「原乳出荷停止」が解除された。諦めもあるなかで酪農家の辛抱強い飼養管理により達成出来たが、全県「原乳出荷停止」が解除に3ヶ月近くも要し、汚染の恐怖を知らされた。

2-2. 乳牛の避難と処理

生乳出荷とならび乳牛の移動も組合員からの要望として上がっており、国や県が方策を提示しない状況下、組合判断で20~30km圏の初妊牛及び育成牛を県南地区の2施設への避難移動を4月8日開始した。施設選定については、飲水が十分に確保されていること、堆肥処理が出来ること、他牛との直接接触がない屋内牛舎施設であることを条件として2施設を決定した。1施設は、県酪農協の哺育センターで延べ約200頭が飼養された。もう1施設は、近年まで公共通年放牧牧場として利用されていた施設で延べ約40頭が飼養された。

その後、県によりスクリーニング検査や生乳のモニタリング検査結果による乳牛の移動方策が提示され、それに従い移動がなされ、「計画的避難地域」から初妊牛・育成牛が県南地区の2施設へ移動した。

県南地区の2施設に飼養されていた育成牛については、6月29日に県家畜市場において臨時の乳用雌

子牛市場を開催して、セリにより売却された。初妊牛については、生乳のモニタリング検査が必要な為、7月8日から県中・県南地区へ売却された(飯館地区約10頭、山木屋地区約20頭、津島地区約10頭、

表5. 県南地区施設での未経産牛預託経過

施設	区域	地区	牧場	預託	処理	
					育成牛セリ	その他
哺育センター	計画的避難	山木屋	TR	7	7	0
			KE	19	13	6
			KH	2	2	0
			HK	3	3	0
		計	31	25	6	
		津島	TM	3	1	2
			SY	4	3	1
			KT	12	0	4
			KM	5	4	1
			IT	4	3	1
			TT	2	2	0
			KT	13	7	6
			MH	18	0	18
			ST	18	0	6
		計	79	20	39	
		飯館	TH	4	4	0
			HH	6	3	3
			HK	15	13	2
			NY	5	3	2
			YF	2	2	0
			NM	2	2	0
			SM	11	7	4
			TK	10	8	2
		計	55	42	13	
		計	165	87	58	
		緊急時避難準備	SN	6	0	4
			SH	5	4	1
	SK		10	0	6	
	TK		11	4	2	
	TY		5	0	5	
	計		37	8	18	
	計	202	95	76		
旧公共牧場	計画的避難	山木屋	TR	19	8	11
			KH	9	8	1
			HK	10	8	2
			KA	3	2	1
		計	41	26	15	
	計	243	121	91		

(数字は延べ頭数)



南相馬市の緊急時避難準備区域約10頭)。これらの詳細については、表5に示した。表中の処理の項目のその他は、初妊牛としての販売ならびに臨時セリ以外での販売である。また、処理頭数が預託頭数より少ない組合員(牧場)は、避難が解除され酪農経営が再開された時点で飼養する為に、哺育センターにおいて避難預託飼養を継続している。

経産牛は順次、追跡して生乳のモニタリング検査が行える県中・県南・県北地区へ売却された。6月1日からは飯館地区(約70頭)、6月4日からは山木屋地区(約90頭)が実施され、経産牛の集団移転を計画した津島地区(約40頭)は、急激な移動や飼養環境への馴地不足等により実現はままならず、6月27日から売却に至った。詳細については、表6に示した。

表6. 経産牛移動(売却)内容

区域	地区	牧場	状 況			
			空胎搾乳	妊娠搾乳	乾乳	計
計 画 的 避 難	山 木 屋	TR	13	2	15	30
		HK	8	1	5	14
		KA	2	1	0	3
		KH	3	2	8	13
		KE	13	8	6	27
		計	39	14	34	87
	飯 館	HK	0	3	0	3
		NM	0	0	7	7
		YF	0	1	0	1
		OK	0	2	0	2
		NM	0	3	0	3
		HH	0	0	6	6
		SS	0	0	7	7
		TK	0	1	9	10
		HS	0	0	7	7
		SM	0	0	12	12
	HK	1	2	9	12	
	計	1	12	57	70	
	津 島	ST	0	0	10	10
		SY	0	0	6	6
KH		2	4	6	12	
IT		3	0	1	4	
KM		0	0	5	5	
計	5	4	28	37		
計		45	30	119	194	

(数字は頭数)

### 2-3. 損害賠償請求

初夏となり牧草の収穫時期が過ぎた時点で、牧草の放射性物質モニタリング検査の結果が公表され、会津地区以外は乳牛への給与は禁止され、二番草においても一部解除された地域はあったものの、その集草や梱包で土壌表面の放射性物質を付着させる恐れがある為給与を自粛し賠償請求の対象とした。

「原乳出荷制限」解除や乳牛の移動の方策だけでなく、東京電力に対する賠償請求も同時に進められ、請求の窓口を中央会に一本化し、福島県における酪農関係の請求は県酪農協が取りまとめることに4月7日決定した。5月23日には、県酪農協内に「原発事故損害賠償対策準備室」を設置し専門職員を配置した。

詳細は表7に示したが、まず3月分の乳代金等の補償、4月分の乳代金等の補償、生乳廃棄費用等の補償を請求し、6月27日、7月27日、8月29日に仮払いとして請求した2分の1の約12億8,000万円が支払われた。今後も順次請求していくが、農産物補償は優先して支払われるが、組織運営経費である生乳出荷に係わる経費や処理・転送に係わる経費が請求するも支払われず、酪農家の為に活動している組合組織が困窮している。

### 3. おわりに

7月8日には、春ワラ給与によって牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、全国各地で牛肉の出荷制限が国より出され、8月25日に県は「牛肉の出荷制限」を解除し、乳肉牛の出荷条件も示されたが、検査体制の問題等があり出荷出来ない状況が続いており、生乳出荷停止時の強制乾乳や飼養管理の変更等の影響もあり、搾乳牛として不適格なものが増加し乳質にも強く影響を与えている。

原発事故は終息しておらず、その影響は、酪農のみならず福島県民の生活全てや他県にも及ぼしており、償いは賠償のかたちでしか表せられないかもしれません。東海村の訴訟においては、8年間も費やした事例があると聞いています。規模から考えてももっと長い歳月を要することも考えられます。

「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」「ホットスポット」に居を構えていた方々やいる方々は、近い未来が示されず将来を考えることが出来ないでいます。前述しましたが「ホット

表 7. 原発事故に伴う酪農被害に係る損害賠償請求の経過（第 4 次請求まで）

回数	日	損害区分	請 求			支 払		
			損害項目	根 拠	額	日	率	額
第1次	5/27	生産者	3/19～31出荷制限乳代金	517戸 3,274,457kg	¥280,626,419	6/27	50%	¥139,695,075
		組織	3/19～31生乳団体手数料	3,274,458kg	¥16,723,733			
第2次	6/30	生産者	3/19～31請求単価・消費税修正	517戸 3,274,457kg	¥27,501,711	7/27	50%	¥13,750,856
			3/12～19避難・屋内待避区域の 日数追加乳代金	53戸 162,810kg	¥15,241,452	7/27	50%	¥7,620,726
			4/1～30出荷制限乳代金	514戸 5,354,153kg	¥514,412,108	7/27	50%	¥257,206,054
			警戒区域乳牛処分	23戸 791頭	¥714,551,504	7/27	50%	¥357,275,752
		組織	3月分生乳団体追加修正手数料 ・集乳経費・CS経費等	3,274,458kg	¥12,338,257			
			4/1～30生乳団体手数料	5,354,153kg	¥30,265,470			
			4/1～30集乳経費・CS経費 ・モニタリング経費等	5,354,154kg	¥20,225,360			
			警戒区域乳牛処分手数料		¥21,670,736			
第3次	7/31	生産者	5/1～31出荷制限乳代金	456戸 2,080,591kg	¥198,635,552	8/29	50%	¥99,317,776
			3/12～31生乳廃棄費用	516戸 3,431,550kg @¥30/kg	¥108,093,955	8/29	50%	¥54,046,978
			4/1～30生乳廃棄費用	513戸 4,805,467kg @¥30/kg	¥151,372,314	8/29	50%	¥75,686,157
			5/1～31生乳廃棄費用	51戸 755,853kg @¥30/kg	¥23,809,380	8/29	50%	¥11,904,690
			計画的避難・緊急時避難準備区域 乳牛処分	29戸 687頭	¥553,796,874	8/29	50%	¥276,898,437
		組織	5/1～31生乳団体手数料	2,080,591kg	¥11,865,710			
			5/1～31集乳経費・CS経費 ・モニタリング経費等も	2,080,591kg	¥7,962,174			
			警戒区域乳牛処分手数料		¥16,472,253			
第4次	8/31	生産者	6/1～30出荷制限乳代金	15戸 224,891kg	¥21,876,847			
			6/1～9生乳廃棄費用	11戸 78,612kg @¥30/kg	¥2,476,280			
			3月～5月分みなし乳代 請求単価修正分	8戸 259,704kg	¥1,558,224			
			計画的避難・緊急時避難準備区域 乳牛処分	40戸 234頭	¥186,430,315			
			警戒・計画的避難・緊急時避難 準備区域休業補償	37戸	¥190,613,938			
			牧草(一番草)利用制限	360戸 259,704a	¥1,479,122,683			
		組織	6/1～30出荷制限乳代金・集乳 経費・CS経費・モニタリング経費等	224,891kg	¥3,153,735			
			警戒区域乳牛処分手数料		¥5,453,479			
合 計		生産者			¥4,470,119,556			¥1,293,402,500
		組織			¥146,130,907			
		総 計			¥4,616,250,463			¥1,293,402,500

酪農3団体合計額で表示

スポット」に該当した酪農家は 1 件廃業し、「緊急時避難準備区域」で酪農を続けている方は、経営計画を立てられずにいます。「警戒区域」「計画的避難区域」で酪農を経営されていた方は、転地して酪農を継続すべきか判断出来ない状態です。

幸いにも、浪江町の三瓶牧場さんと近野牧場さんが、6月28日、二本松市において共同で牧場を再開しました。他の場所で酪農を営むには大きな投資が

必要であり、お二人が述べていますが、現在は堆肥処理の問題が大きな課題となってきます。面積は広い福島県ですが、少ない投資で酪農再開に供することが出来る土地は、ほとんど無い状況です。今までの土地で早く再開出来ればとは思いますが、問題が多すぎます。

酪農は、健全な土地と空気と水、そして健康な人と乳牛が居なければ成り立ちません。